

政府電子調達システム等の利便性の向上について

平成30年12月

総務省

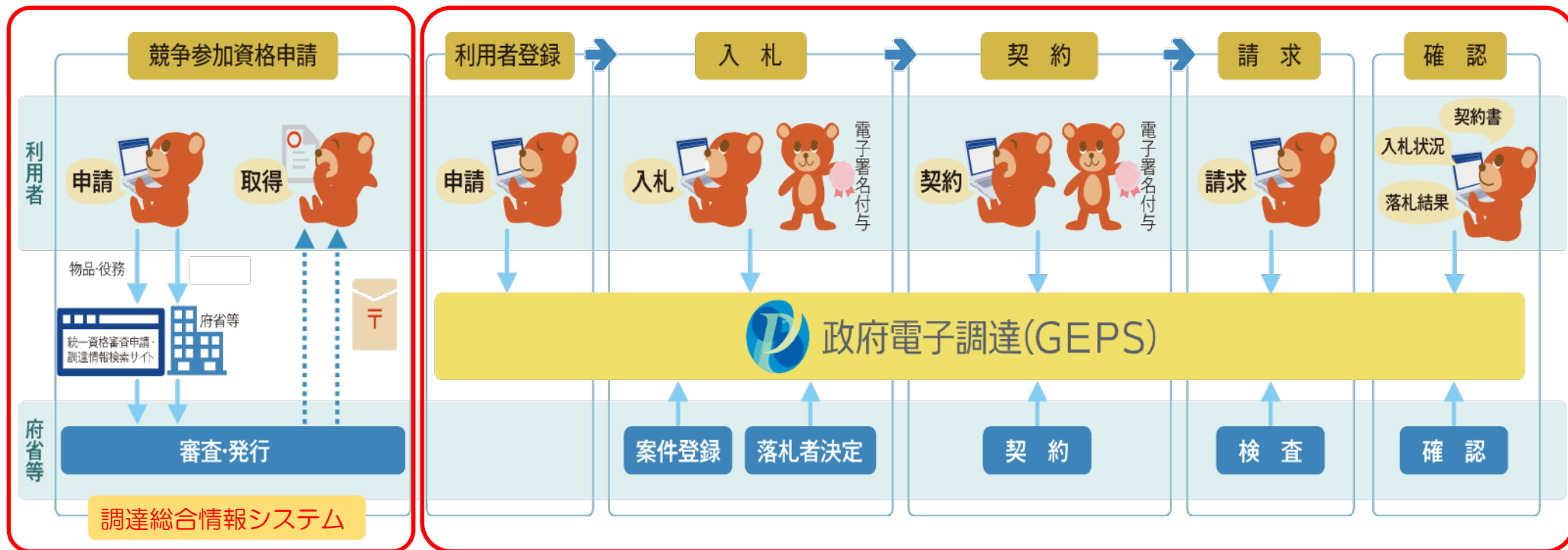
情報流通行政局

1. 政府電子調達システム等の概要

「電子調達システム」※1とは、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化の一環として、政府が行う「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行える府省共通※2の情報システムであり、平成26年3月から運用を開始。

※1 電子調達システム: Government Electronic Procurement System ※2 利用機関: 国の行政機関等の23機関(内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院、最高裁判所)

【電子調達システムの流れ】



競争参加資格申請事務

入札・契約事務

1. 添付書類の撤廃

- 調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時に必要な添付書類(営業経歴書、誓約書・役員等名簿、登記事項証明書(写し)、納税証明書(写し)、財務諸表)のうち、
 - ① 営業経歴書及び誓約書・役員等名簿については、次回の競争参加資格定期審査(有効期間:2019年度~2021年度、申請は来年1月から受付予定)から、申請書本体への一本化を実施。
 - ② 登記事項証明書(写し)及び納税証明書(写し)については、「IT新戦略の策定に向けた基本方針」(IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定(2017年12月22日))、「デジタル・ガバメント実行計画」(デジタル・ガバメント閣僚会議決定(2018年7月20日))等に基づき、2020年度以降、法人番号等を活用した行政機関間のバックオフィス連携による提出不要化に向けて対応中(来年度、システム改修の在り方等について調査)。
- 財務諸表については、財務諸表等の内容をオンラインで確認する手法等、原則提出不要化に向けて検討中。

2. 政府電子調達システムの利用率の向上

- 政府電子調達システムの利用者登録に関する操作マニュアルの簡易版の作成・周知(現行操作マニュアル100ページ程度→10ページ程度)、FAQの充実化(文字サイズの大きさの変更、操作時の各種エラーメッセージへの対応等、12件追加)。また、システム障害時等、やむを得ない事情によりシステムが利用できない場合の対応(入札手続の延期等)について明確化すべきとの利用者からの要望を受け、周知用リーフレットの改訂版の配布やポータルサイトでの周知(本年10月)。
- 政府電子調達システムの基本操作等を体験型で説明を行う利用者講習会の開催。
 - ・民間向け利用者講習会: 11/5~9(企業数106社、149名)、官側向け利用者講習会: 6/12~15(156名参加)、10/2~5(79名参加)

【KPI】 電子応札率: 60%(2018年度) (実績) 2017年度: 52.8%(2016年度: 47.1%)

【参考】システム改善の取組

- ・ 政府電子調達システム(入札・契約事務)については、新元号への対応のほか、2020年1月からの次期システムへの更改を機に、書類提出時の添付ファイル上限サイズの拡大(クラウド技術の活用を含めた検討)、提出済書類のオンラインによる差し替え(提出期限内に限る)等について対応中。
- ・ 調達総合情報システム(競争参加資格申請事務)については、新元号の対応のほか、申請画面の入力文字に係る半角・全角カナの自動入力変換、入力エラー箇所の的確な表示等を実施予定(2019年度中)。
- ・ さらに、調達総合情報システムと政府電子調達システムとの統合に向けて検討中(2021年度から一部ウェブサーバーを統合検討)。

3. 添付書類の削減に伴う行政手続コストの削減

競争参加資格申請手続に係る所要時間について、本年6月に実施したアンケート結果※1を踏まえ、添付書類の削減に伴う行政手続コストの削減を算出

※1 対象：政府電子調達システムに登録されている競争参加有資格者(7,868社)にアンケートを実施し、回答が得られた718社を集計

1. 申請書の様式取得・作成・提出に係る平均所要時間

【申請書の様式取得・作成・提出に係る平均所要時間※2】

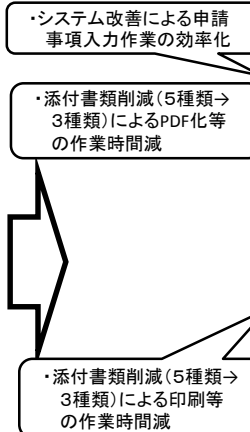
【2019年度】

・営業経歴書、誓約書及び役員等名簿の申請書への一本化
・全角半角自動入力変換、エラー表示等のシステム改善

【2020年度以降】

・登記事項証明書(写し)、納税証明書(写し)の提出不要化

申請手続	作業内容	平均所要時間
① インターネット申請	i) 申請様式への入力	44分
	ii) 添付書類の電子化・添付準備	34分
	iii) 申請(システム受領の内容確認を含む)	10分
	① 計	88分
② 紙(郵送又は持参)申請	i) 窓口等での様式取得・申請書作成	89分
	ii) 添付書類のコピー・添付準備	28分
	iii) 申請(ポスト投函又は窓口持参)	37分
	② 計	154分



削減後の所要時間
① i) 34分
① ii) 20分
① iii) 10分
① 計 64分
② i) 89分
② ii) 17分
② iii) 37分
② 計 143分

削減後の所要時間
① i) 34分
① ii) 6分
① iii) 10分
① 計 50分
② i) 89分
② ii) 6分
② iii) 37分
② 計 132分

※2 社内説明用資料の作成や決裁(稟議)など社内手続に要した時間は含まない。

2. 添付書類の取得・作成に係る平均所要時間

【添付書類の取得・作成に係る平均所要時間※3】

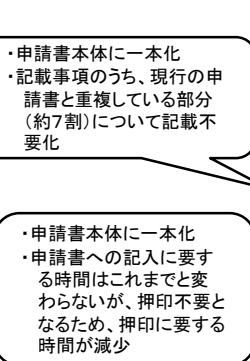
【2019年度】

・営業経歴書、誓約書及び役員等名簿の申請書への一本化

【2020年度以降】

・登記事項証明書(写し)、納税証明書(写し)の提出不要化

添付書類	平均所要時間
① 登記事項証明書(写し)	53分
② 納税証明書(写し)	59分
③ 営業経歴書	36分
④ 誓約書及び役員等名簿	23分
⑤ 財務諸表等	24分
計	195分



削減後の所要時間
① 53分
② 59分
③ 11分
④ 18分
⑤ 24分
計 165分

削減後の所要時間
① 0分
② 0分
③ 11分
④ 18分
⑤ 24分
計 53分

※3 インターネット申請及び紙申請の全体平均。書類取得のための役所までの往復時間、役所での手続時間、書類本体の作成時間の合計(社内説明用資料の作成や決裁(稟議)など社内手続に要した時間は含まない)。

4. 行政手続コスト及び削減率（試算）

【現状】

手続件数※1	作業時間 (全利用者の総所要時間)	1件当たりの 作業時間
77,008件	395,650時間 (上記の金額換算※2) 10.1億円	5.14時間

○ 全利用者の総所要時間【現状】

13,446(千分)+10,293(千分)=23,739(千分) (a+b)
⇒ 395.650(時間)

(a) インターネット申請全利用者の総所要時間
(88(分)+195(分))×77,008(件)×61.7%=13,446(千分)

(b) 紙申請全利用者の総所要時間
(154(分)+195(分))×77,008(件)×38.3%=10,293(千分)

※1 競争参加資格(物品・役務)は3年毎に更新を行っており、2013～2015年度(3年間)の申請手続件数。
また、本件申請手続の内訳については、「インターネット申請：61.7%」、「郵送又は持参申請：38.3%」

※2 「行政手続コストの削減に向けて(見直し結果と今後の方針)」(平成30年4月24日 行政手続部会)における事務局算出単価(2,543円/時間)を使用(以下同様)

【営業経歴書、誓約書及び役員等名簿の申請書への一本化(2019年度～ インターネット申請の割合が80%と仮定)】

手続件数	作業時間 (全利用者の総所要時間)	1件当たりの 作業時間	現状からの削減時間	1件当たりの 削減時間	現状からの 削減率
77,008件 (現状同様と仮定)	314,200時間 (上記の金額換算) 8.0億円	4.08時間	81,450時間 (上記の金額換算) 2.1億円	1.06時間	20.6%

○ 全利用者の総所要時間

14,108(千分)+4,744(千分)=18,852(千分) (c+d)
⇒ 314.200(時間)

(c) インターネット申請全利用者の総所要時間
(64(分)+165(分))×77,008(件)×80%=14,108(千分)

(d) 紙申請全利用者の総所要時間
(143(分)+165(分))×77,008(件)×20%=4,744(千分)

【登記事項証明書(写し)、納税証明書(写し)の提出不要化(2020年度以降～ インターネット申請の割合が90%と仮定)】

手続件数	作業時間 (全利用者の総所要時間)	1件当たりの 作業時間	現状からの削減時間	1件当たりの 削減時間	現状からの 削減率
77,008件 (現状同様と仮定)	142,733時間 (上記の金額換算) 3.6億円	1.85時間	252,917時間 (上記の金額換算) 6.4億円	3.28時間	63.9%

○ 全利用者の総所要時間

7,139(千分)+1,425(千分)=8,564(千分) (e+f)
⇒ 142.733(時間)

(e) インターネット申請全利用者の総所要時間
(50(分)+53(分))×77,008(件)×90%=7,139(千分)

(f) 紙申請全利用者の総所要時間
(132(分)+53(分))×77,008(件)×10%=1,425(千分)

【参考】

上記に加え、民間利用者側のコスト負担として、2013～2015年度の3年間における登記事項証明書及び納税証明書の取得に係る「窓口までの往復交通費」、「証明書発行手数料」を試算。

窓口までの往復交通費・ 証明書発行手数料	1.2億円
-------------------------	-------

① 登記事項証明書の取得(利用者全体)

(a) 窓口までの往復交通費
305(円)×77,008(件) = 23,487(千円)
(※アンケート結果による1件当たりの平均所要額)
(b) 証明書発行手数料
600(円)×77,008(件) = 46,205(千円)
(利用者全体を書面請求と仮定して試算)

② 納税証明書の取得(利用者全体)

(a) 窓口までの往復交通費
306(円)×77,008(件) = 23,564(千円)
(※アンケート結果による1件当たりの平均所要額)
(b) 証明書発行手数料
400(円)×77,008(件) = 30,803(千円)
(利用者全体を書面請求と仮定して試算)